

第3章 就学の助成

[1]奨学金

(令和4年度)

能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難な高校生、大学生等に奨学金を支給し、有用な人材を育成することを目的として次のとおり奨学事業を行う。

なお、奨学金は、奨学基金及び小竹正剛奨学基金から生ずる利子及び利益金をもってこれにあてており(不足分については奨学基金取崩しと一般会計から充当)、本年度の支給限度額は、奨学基金分等115,841千円及び小竹正剛奨学基金分6,601千円の合計122,442千円である。

1 奨学金の支給条件および支給

奨学金の支給を受ける者は、市民であって、次の条件を満たす者のうちから選定している(市民には、その親またはこれに代わるべき者が本市内に住所を有する者も含まれる)。

- ① 大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は専修学校(2年制以上の専門課程および3年制以上の高等課程に限る。)に在学すること。
- ② 学資に乏しいこと。
- ③ 学業が優秀で性行が善良であること。

区分	種類	(令和4年度)	
		奨学資金	入学支度資金※1
大学、短大、高等専門学校(4、5年及び専攻科)、専修学校(修業年限2年以上の専門課程)	国公立	月 6,000円	14,000円
	私立	月 9,000円	21,000円
高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部 ※2)、高等専門学校(1～3年)、専修学校(修業年限3年以上の高等課程)	国公立	月 5,000円	10,000円
	私立	月 8,000円	15,000円

※1 入学支度資金は1年生のみ対象。

※2 特別支援学校は、高校の内容に準ずる教育を行う学校。

2 奨学金の採用実績(令和3年度については、採用者数は予算人数)

区分	年度	昭和26～平成29	平成30	平成31	令和2	令和3	令和4	計
		大 学	志 願 者 数	17,357人	548	501	627	
	採 用 者 数	7,126人	251	254	260	260	260	8,411
	採 用 率	41%	46%	51%	41%	36%	-	43%
高 校	志 願 者 数	32,134人	1,409	1,322	1,707	1,769	-	38,341
	採 用 者 数	19,324人	1,055	1,037	1,240	1,240	1,240	25,136
	採 用 率	60%	75%	78%	73%	70%	-	66%

〔2〕就学奨励

1 就学援助

経済的理由によって、義務教育である小学校および中学校に就学することが困難な児童生徒の保護者に対し、その就学に必要な援助を行う。

(1) 就学援助費の支給内容(令和4年度)

(単位:円)

区 分	小学校	中学校	支 給 経 費 の 内 容
学用品費 通学用品費 校外活動費	1年	25,040	各教科および特別活動に必要とされる学用品(実験、学習材料費を含む。)および通学のための通常必要とする上ばき、雨ぐつなどの通学用品の経費。学校行事としての校外活動(遠足など)に参加するための経費
	2年	27,310	
	3年		
	4年		
	5年		
	6年		
新入学児童生徒学用品費等	1年	54,060	入学にあたって通常必要とする学用品および通学用品等(中学校分については、小学6年生3月時点の認定者に前倒し支給)
	6年	60,000	
生徒会費		2,340	中学校の生徒会費として定額を支給
体育実技用具等	柔道	5,610	正課の体育(保健体育)の授業の実施に必要な体育実技用具。小学校にあつてはスキー又はスケート、中学校にあつては柔道又はスキーを行うために必要とする柔道着、スキー板、スケートなどの用具のいずれかを現物支給
	スキー	26,446	
	スケート	-	
宿泊校外活動費	平均 2,204	平均 5,555	学校行事としての宿泊校外活動に参加する場合の経費で日数は小学校、中学校とも1泊2日
修学旅行費	平均 19,265	平均 62,110	小学校または中学校でそれぞれ1回参加する修学旅行費
通学費	平均 38,190	平均 49,527	最も経済的な通常の経路と方法によって通学する場合の交通費。(ただし、片道の通学距離は小学校4km、中学校6km以上、冬期間は小学校2km、中学校3km以上)

(2) 就学援助費の実施状況(令和3年度)

学 校 別	区 分	支 給 人 員 (人)	支 給 額 (千 円)	
小 学 校	学用品費・通学用品費・校外活動費	11,879	172,385	
	新入学児童生徒学用品費等	R2入学前支給	1,109	59,953
		小学校入学(1年)	301	15,369
		中学校入学(6年)	2,062	123,720
	体育実技用具費	スキー	3,155	54,389
		スケート	-	-
	宿泊校外活動費	1,820	4,075	
	修学旅行費	2,541	48,210	
	通学費	49	1,898	
	小計	-	479,999	
中 学 校	学用品費・通学用品費・校外活動費	6,840	174,659	
	新入学児童生徒学用品費等	8	480	
	体育実技用具費	スキー	769	20,097
		柔道	1,169	6,543
	宿泊校外活動費	2,087	13,327	
	修学旅行費	2,504	122,221	
	通学費	63	3,010	
	生徒会費	6,840	15,147	
小計	-	355,484		
合 計	-	835,483		

備考 支給人員率(学用品・通学用品費・校外活動費)小学校 12.72% 中学校 14.8% 小中計 13.41%

2 学校給食費援助

就学援助の対象者に、学校給食に要する食費について必要な援助を行う。

(1) 学校給食費援助の実施計画(令和4年度)

区 分	人 員(人)	金 額(千円)
小学校	12,049	613,246
中学校	6,682	394,666
計	18,731	1,007,912

(2) 学校給食費の援助の実施状況(令和3年度)

区 分	人 員(人)	金 額(千円)
小学校	11,862	609,303
中学校	6,763	394,874
計	18,625	1,004,177

3 医療費援助

生活保護世帯の児童生徒、就学援助を受ける児童生徒が、伝染性または学習に支障を生ずるおそれのある疾病(学校病)にかかり、学校から治療の指示を受けたとき、その疾病の治療のために医療に要する費用について必要な援助を行う。

(1) 医療費援助の対象となる疾病(学校病)

トラコーマ、結膜炎、白せん、疥せん、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯および寄生虫病(虫卵保有含む)

(2) 医療費援助の実施状況(令和2年度及び令和3年度)

病名	小・中		小 学 校				中 学 校				合 計		医療費 1人当 平均額 (円)
	要・準要 年度区分	要保 要保護	要保 護		準要保 護		要保 護		準要保 護		治療人 員(人)	医療費(円)	
			治療人 員(人)	医療費(円)	治療人 員(人)	医療費(円)	治療人 員(人)	医療費(円)	治療人 員(人)	医療費(円)			
トラコーマ	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
結膜炎	2	0	0	30	73,140	0	0	17	77,290	47	150,430	3,201	
	3	0	0	14	42,930	0	0	25	109,470	39	152,400	3,908	
伝染性皮膚炎	2	0	0	0	0	0	0	2	9,190	2	9,190	4,595	
	3	0	0	2	9,050	0	0	1	15,850	3	24,900	8,300	
中耳炎	2	0	0	37	301,180	0	0	13	82,800	50	383,980	7,680	
	3	0	0	19	641,980	0	0	12	136,860	31	778,840	25,124	
慢性副鼻腔炎	2	0	0	147	968,700	2	22,530	71	453,320	220	1,444,550	6,566	
	3	0	0	76	275,610	0	0	77	519,940	153	795,550	5,200	
アデノイド	2	0	0	3	136,180	0	0	2	39,130	5	175,310	35,062	
	3	0	0	1	133,630	0	0	3	8,860	4	142,490	35,623	
う歯	2	16	391,230	1,091	8,260,798	9	364,820	515	4,449,750	1,631	13,466,598	8,257	
	3	17	211,790	791	5,402,590	6	198,640	547	5,117,000	1,361	10,930,020	8,031	
寄生虫病	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	3	0	0	0	0	0	0	2	4,020	2	4,020	2,010	
計	2	16	391,230	1,308	9,739,998	11	387,350	620	5,111,480	1,955	15,630,058	7,995	
	3	17	211,790	903	6,505,790	6	198,640	667	5,912,000	1,593	12,828,220	8,053	

4 特別支援教育就学奨励

小学校および中学校の特別支援学級へ通学する児童生徒の保護者に対し、経済的負担の軽減と特別支援教育の振興を図るためその就学に必要な援助を行う。

(1) 奨励費の支給内容(令和4年度)

(単位:円)

区 分	学 年	小学校	中学校
学用品費・通 学用品費	1 年 年	実費の1/2 (上限5,820)	実費の1/2 (上限11,370)
	2 年 年		
	3 年 年		
	4 年 年		
	5 年 年		
	6 年 年		
新入学児童生徒学用品費等		実費の1/2 (上限25,555)	実費の1/2 (上限28,990)
体育実技用具	柔 道	—	実費の1/2 (上限3,825)
	ス キ ー	実費の1/2 (上限13,255)	実費の1/2 (上限19,015)
修学旅行費		平均 9,147	平均 29,636
通学に要する交通費		平均 7,012	平均 22,002
職場実習交通費		—	平均 1,296
校外活動費(宿泊なし)		上限 800	上限 1,155
校外活動費(宿泊あり)		上限 1,845	上限 3,105
給食費		平均 27,036	平均 30,622

(2) 奨励費の支給状況(令和3年度)

	区 分	支給人員	支給額
小 学 校	学用品費	} 1196	千円 5,890
	通学用品費		
	校外活動費		
	新入学児童生徒学用品費等		
	修学旅行費		
	通学に要する交通費		
	体育実技用具費		
	校外活動費(宿泊を伴う)		
	給食費		
	小 計		
中 学 校	学用品費	} 464	千円 3,517
	通学用品費		
	校外活動費		
	新入学児童生徒学用品費等		
	修学旅行費		
	通学に要する交通費		
	職場実習交通費		
	体育実技用具費		
	校外活動費(宿泊を伴う)		
	給食費		
小 計	—	27,730	
合計	—	74,270	

備考1 校外活動費は、児童生徒が学校行事として校外活動に参加するために直接必要な交通費および見学科である。

2 職場実習交通費、通勤交通費、通学交通費以外は実費の1/2を助成する。ただし、上限を上記のとおり設けている。